市・県民税を課税されている方が、年の途中で亡くなられた場合の市・県民税について

●市・県民税を給与から天引き(特別徴収)されていた方の場合

(例)給与天引きだった方が、9月1日に亡くなられた場合 (年税額:120,000円)

年税額	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
120,000円	10,000円											



<u>給与天引き</u>	き(特別徴収	<u>()</u>	•	▼9/1								
合計額	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
30,000円	10,000円	10,000円	10,000円									
■■■ 個人納付(普通徴収)※納期月は4月、6月、8月、翌年1月の4回												
合計額	6月		8月		10月			1月				
90,000円					45,000円			45,000円				
	▲9/1											

亡くなられた日以降の納期に納付する分は、給与天引きができなくなります。この場合、給与天引き9月分以降の合計90,000円は個人納付に切り替わり、亡くなられた日以降に到来する個人納付の各納期に割り振られます。それを各納期までに、相続人の方にお納めいただくことになります。